

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

当社（施設・事業所等）は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

イ) 利用者の健康管理

- ・ 来所時の検温・手洗い、手指の消毒を適宜行う。

ロ) 職員の健康管理

- ・ 出勤時の検温・手洗い、手指の消毒を適宜行う。

ハ) 標準的な感染予防策

・ 手指衛生

手洗い：普通石けん（非抗菌性）と流水による物理的な手洗い

手指消毒：手指洗浄消毒薬と流水で手指を洗浄消毒することまたは、
擦式手指消毒薬で手指を消毒すること。

- ・ うがい・感染予防も含むマスクの着用

ニ) 衛生管理

- ・ 次亜塩素酸水を用いての清掃、児童来所前の施設内の清掃。

- ・ 感染症が流行する時期には次亜塩素酸水を便器内に散布する。

- ・ 感染症が流行時、排泄終了した際に次亜塩素酸水でのドアノブ、レバー、
便座の消毒を行う。

- ・ 換気を適宜行う。

- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回以上の「研修」(含む入職時)を定期的実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。
- ⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ) 生活空間・動線の区分け(ゾーニング・コホーティング)
 - ロ) 消毒
 - ハ) ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ニ) 濃厚接触者への対応 など
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行う。
 - イ) 医療機関： 医療協生かながわ生活協同組合 戸塚病院
所在地横浜市戸塚区汲沢町 1025-6
連絡先 045-864-1241
 - ロ) 嘱託医： 同上
 - ハ) 保健所： 名称・連絡先
 - ニ) 指定権者： 横浜市
担当部署名称 こども青少年局障害児福祉保健課
連絡先 045-671-4274
- ④ 感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP)等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行う。
 - イ) 社内：社長： 内村陽介 連絡先：080-1128-1010
管理者：三枝一樹 連絡先 080-7031-7390
 - ロ) 利用者家族： 緊急連絡先参照

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、理事会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2024年2月1日から適用する